



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔省 令〕

○無線設備規則の一部を改正する省令
(総務四九)

○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働七四)

○農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (農林水産四一)

○旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令 (国土交通四四)

〔告 示〕

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件 (厚生労働二四九)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、平成二十八年年度日本放送協会貸借対照表及び損益計算書、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、厚生年金基金清算結了・清算人退任、企業年金基金設立関係
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他
会社決算公告

省 令

○総務省令第四十九号

電波法(昭和二十五年法律第三百三十一号)第三章の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月十八日

総務大臣 山本 早苗

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下同じ。)を付した規定(以下「対象規定」という)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>第二節の十二 番組素材中継を行う無線局等の無線設備 (番組素材中継を行う無線局の無線設備) 第三十七条の二十七の二十一 [略]</p> <p>2 番組素材中継を行う無線局のうち移動業務の無線局の無線設備であつて、次の各号に掲げる周波数の電波を使用するものは、当該各号の条件に適合するものでなければならぬ。</p> <p>一 X七W電波一、二四〇MHzを超え一、三〇〇MHz以下、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下、五・八五GHzを超え五・九二五GHz以下、六・四二五GHzを超え六・五七五GHz以下、六・八七GHzを超え七・一二五GHz以下、一〇・二五GHzを超え一〇・四五GHz以下、一〇・五五GHzを超え一〇・六八GHz以下又は一二・九五GHzを超え一三・二五GHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p>	<p>第二節の十二 番組素材中継を行う無線局等の無線設備 (番組素材中継を行う無線局の無線設備) 第三十七条の二十七の二十一 [同上]</p> <p>2 [同上]</p> <p>一 [同上]</p> <p>〔イ・ロ 同上〕</p>

ハ 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信するものの空中線電力は、各空中線端子における値の総和とする。

ニ 送信又は受信する電波の偏波は、次のいずれかであること。

- (1) 一、二四〇MHzを超え一、三〇〇MHz以下又は二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備の場合 水平偏波、垂直偏波、右旋円偏波(電波の伝搬の方向に向かつて電界ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波をいう。以下同じ。)又は左旋円偏波(円偏波であつて、電界ベクトルの回転の方向が右旋円偏波と反対であるものをいう。以下同じ。)

- (2) (1)以外の無線設備の場合 水平偏波、垂直偏波、右旋円偏波若しくは左旋円偏波又は水平偏波及び垂直偏波の組合せ若しくは右旋円偏波及び左旋円偏波の組合せ

【一・二 略】

【二・四 略】
(インマルサット船舶地球局等の無線設備の条件)

第四十条の四 【一・二 略】

3 インマルサット船舶地球局のインマルサットM型の無線設備は、第一項各号(第五号を除く。)に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

【一・二 略】

ハ 一、二四〇MHzを超え一、三〇〇MHz以下又は二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備であつて、複数の空中線から同一の周波数の電波を送信するものの空中線電力は、各空中線端子における値の総和とする。

ニ 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波、垂直偏波又は円偏波であること。

【二・四 同上】

(インマルサット船舶地球局等の無線設備の条件)

第四十条の四 【一・二 同上】

3 【同上】

【一・二 同上】

三 空中線の条件

【イ 略】

ロ 送信又は受信する電波の偏波は、右旋円偏波であること。

【四 略】

【4~6 略】

別表第一号 (第5条関係)

【略】

注 【1~30 略】

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

- 【1】・(2) 略
- 【3】 削除

【4】~(2) 略

【32~57 略】

別表第二号 (第6条関係)

第1 占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
【略】	【略】	【略】
【略】	200kHz	地上基幹放送局の無線設備
F 2 A		
F 2 B		
F 2 D		
F 2 N		

三 【同上】

【イ 同上】

ロ 送信又は受信する電波の偏波は、右旋円偏波(電波の伝搬の方向に向かつて電界ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波をいう。以下同じ。)であること。

【四 同上】

【4~6 同上】

別表第一号 (第5条関係)

【同上】

注 【1~30 同上】

31 【同上】

【1】・(2) 同上

【3】 940MHzを超え960MHz以下の周波数の電波を使用する固定局(放送の業務の用に供するものに限る。)

ア 100 W 以下のもの 100

(10⁻⁶)

イ 100 W を超えるもの 50

(10⁻⁶)

【4】~(2) 同上

【32~57 同上】

別表第二号 (第6条関係)

第1 占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
【同左】	【同左】	【同左】
【同左】	200kHz	地上基幹放送局の無線設備
400kHz	940 MHz を超え 960MHz以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う固定局の無線設備	
F 2 A		
F 2 B		
F 2 D		
F 2 N		

F 2 X	6 MHz	1,673MHz、1,680 MHz 又は 1,687 MHz の周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備	F 2 X	6 MHz	1,673MHz、1,680 MHz 又は 1,687 MHz の周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備
	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]
[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]
	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]
F 3 E	200kHz	地上基幹放送局及び54MHzを超え585MHz以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う固定局の無線設備	F 3 E	200kHz	地上基幹放送局及び54MHzを超え585MHz以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う固定局の無線設備
	40kHz	200MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備で前各項のいずれにも該当しないもの		40kHz	200MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備で前各項のいずれにも該当しないもの
F 8 E	200kHz	地上基幹放送局及び54MHzを超え585MHz以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う固定局の無線設備	F 8 E	200kHz	地上基幹放送局及び54MHzを超え585MHz以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う固定局の無線設備
	[略]	[略]		[同左]	[同左]

[第2～第9 略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]

[第2～第9 同左]	[同左]	400kHz	940 MHz を超え960MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
	[同左]	[同左]	[同左]

[第2～第9 略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]

第10 次に掲げる無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

- 1 番組素材中継を行う無線局
 - (1)・(2) 略
 - (3) 1.240MHzを超え1.300MHz以下、2.330MHzを超え2.370MHz以下、5.85GHzを超え5.925GHz以下、6.425GHzを超え6.57GHz以下、6.87GHzを超え7.125GHz以下、10.25GHzを超え10.45GHz以下、10.55GHzを超え10.68GHz以下又は12.95GHzを超え13.25GHz以下の周波数の電波を使用する移動業務の無線局の無線設備

第10 [同左]

- 1 [同左]
 - (1)・(2) 同左
 - (3) [同左]

[第11～第72 略]

- イ X 7 W電波を使用するものであって、チャンネル間隔が9 MHzのもの 8.5MHz
- [ウ 略]
- [4] 略
- [2・3 略]
- [第11～第72 略]

[第11～第72 同左]

- ア X 7 W電波を使用するものであって、各空中線端子における伝送容量が51Mb/sを超え105Mb/s以下のもの 17.5MHz
- イ X 7 W電波を使用するものであって、各空中線端子における伝送容量が51Mb/s以下のもの 8.5MHz
- [ウ 同左]
- [4] 同左
- [2・3 同左]
- [第11～第72 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第七十四号

雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第八十二条の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（雇用安定事業又は能力開発事業に係る書類の提出）</p> <p>第四百四十三条の二 事業主は、雇用調整助成金その他の法第四章の規定により支給される給付金の支給を受けようとするときは、労働者に関する事項その他必要な事項を記載した申請に必要な書類を提出するものとする。</p> <p>（報告等）</p> <p>第四百四十三条の三 （略）</p>	<p>（新設）</p> <p>（報告等）</p> <p>第四百四十三条の二 （略）</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第四十一号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第八条第三項第四号口及び第五号口の規定に基づき、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月十八日

農林水産大臣 山本 有二

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後

（土地改良事業の説明）

第六条 法第八条第三項第四号口及び第五号口に規定する説明は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定による土地改良事業が行われることがあることを記載した書面の交付により行うものとする。

第七号（第十一号）（略）

第十二号（農用地利用配分計画の作成等）

第十二条 農地中間管理機構は、法第十八条第一項の規定により農用地利用配分計画を定めようとするときは、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることを旨として、当該農用地利用配分計画の作成の時期等につき適切な配慮をするものとする。

2 農地中間管理機構は、法第十八条第一項の規定により農用地利用配分計画の認可を受けようとするときは、当該農用地利用配分計画に次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一（略）

二 賃借権の設定等を受ける者のうちに法人（地方公共団体及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人を除く。第十八条第二項第一号において同じ。）が含まれる場合には、その定款又は寄附行為の写し

三（三）六（略）

第十三号（第十四号）（通知等の方法）

第十五条 法第十八条第五項の規定による通知は、同条第一項の認可をした年月日を記載した通知書に同項の規定による公告をしようとする農用地利用配分計画を添付してするものとする。

2 第十三条の規定は、法第十八条第五項の規定による公告について準用する。

第十六号（第十九号）（略）

改 正 前

（新設）

第六条（第十号）（農用地利用配分計画の作成等）

第十一条 農地中間管理機構は、法第十八条第一項の規定により農用地利用配分計画を定めようとするときは、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることを旨として、当該農用地利用配分計画の作成の時期等につき適切な配慮をするものとする。

2 農地中間管理機構は、法第十八条第一項の規定により農用地利用配分計画の認可を受けようとするときは、当該農用地利用配分計画に次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一（略）

二 賃借権の設定等を受ける者のうちに法人（地方公共団体及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人を除く。第十七条第二項第一号において同じ。）が含まれる場合には、その定款又は寄附行為の写し

三（三）六（略）

第十二号（第十三号）（通知等の方法）

第十四条 法第十八条第五項の規定による通知は、同条第一項の認可をした年月日を記載した通知書に同項の規定による公告をしようとする農用地利用配分計画を添付してするものとする。

2 第十二条の規定は、法第十八条第五項の規定による公告について準用する。

第十五号（第十八号）（略）

附 則

この省令は、土地改良法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十九号）の施行の日から施行する。